

第八号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年六月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十四年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）に関する」を「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による県税に関する犯則事件の調査の業務若しくはこれに関連する調査の」に改め、同条第三項中「国税犯則取締法」を「犯則事件を調査するために行う地方税法」に、「犯則事件の取締りに関する業務」を「臨検、捜索、差押えその他の業務で知事が定めるもの」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

提案理由

地方税法の一部が改正され、地方税犯則調査手続が地方税法総則に規定されることに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。